

ご利用の流れ

相談からサービス開始まで最短で2か月程度かかり、いつから始められるかは、相談内容によって変わります。

相談受付

志木市社会福祉協議会まで来所または電話等でご相談ください。



訪問調査

事業を担当する専門員が訪問し、契約のための調査をいたします。(必要に応じて何度か訪問します。)



支援計画の作成

支援の内容などを本人や家族、関係者と一緒に考えます。



契約を結ぶ

内容を確認した上で、本人と志木市社会福祉協議会が契約を結びます。



サービス開始

利用料金発生
契約内容に基づいて、生活支援員によるサービスが始まります。



あんしんサポートねっと

(福祉サービス利用援助事業)

福祉サービスの利用のお手伝い

暮らしに必要なお金の管理のお手伝い

郵便物の確認・手続きのお手伝い

社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1

電話:048-474-6508 FAX:048-475-0014

判断能力が低下し、契約が結べない場合には

成年後見制度をご検討いただく場合もございます。

志木市社会福祉協議会では、法定後見制度における成年後見人等を法人として担う、「法人後見」も実施しています。

利用できる方

市内にお住まいの、生活していく上で、一人で判断することに不安のある
高齢者や知的障がい・精神障がいなどのある方

※利用される本人と契約をする事業です。本人が「利用したい」「手伝ってほしい」と思っていることが必要です。

サービス内容

① 基本サービス

(1) 福祉サービス利用援助



- 定期的な訪問（月1回程度）をします。
- 様々な福祉サービスについての情報提供をします。
- 福祉サービス利用の際、係の人にあなたの気持ちを伝えます。

② 選択サービス

(1) 日常生活上の手続き援助



- 市役所での届出に関する手続きをお手伝いします。
- 郵便物を整理して、内容を説明します。

(2) 日常的な金銭管理



- 生活費を払い出し、お届けします。
- 福祉サービス利用料や医療費の支払いをします。
- 税金や社会保険料、公共料金の支払いをします。

※ご希望により日常的な金銭管理に使用する通帳（残高50万円以下）をお預かりすることができます。

(3) 書類等預かりサービス



- ご自身で保管することが不安な場合に、不動産の権利証や、通帳、印鑑などをお預かりします。

※お預かりした書類等は、金融機関の貸金庫で保管します。

利用料金

1回1時間 1,600円

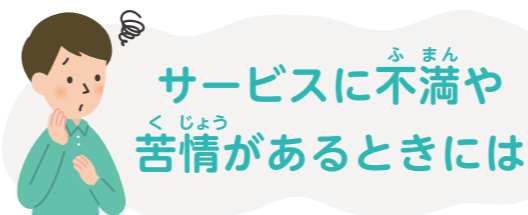


※代理による日常的な金銭管理、または通帳預かりがある場合は、1回1時間2,000円です。
※1時間をこえると、30分ごとに600円が加算されます。
※書類等預かりサービスは基本料 2,000円（1年間）と、別途利用料が 500円（1か月）かかります。
※生活保護世帯は無料です。

契約までの相談は無料です。

できないこと

- 支援を望んでいない本人との契約
- 認知・判断能力に問題のない本人の支援
- 契約内容が理解できない本人の支援
- 施設入所や入院の身元保証人になること
- 保険等の請求や契約を代理ですること
- 家事支援をすること
- 書画・骨董品・貴金属などのお預かり など



志木市社会福祉協議会 または
埼玉県社会福祉協議会の苦情受付担当者に
ご相談ください。